

## 四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、生涯を通じた心身の健康にとって重要であることを市民一人一人が十分理解し、幼少期の健やかな成長、青壮年期の健全な生活、高齢期の生活の質の向上に向けて、歯の健康及び口腔機能の保持増進に取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて歯と口腔にかかる適切なサービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

### （市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （歯科医師等の責務）

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （関係者の役割）

第5条 保健、医療、福祉、教育関係者及び事業者は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

### （市民の役割）

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

### （基本計画の策定）

第7条 市長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関して市が講ずべき施策

- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項  
(基本施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関わる者との連携体制の構築に関すること。
- (3) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障害のある者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 災害発生時における歯科口腔保健に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(財政上の措置)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。